川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の 一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月22日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号、第4号及び第5号中「第24条の24第2項」を「第24条 の24第3項」に改める。

第4条第1項中「。)」の次に「及び障害児(15歳以上の障害児に限る。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移行支援計画」という。)」を加え、同条第3項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サー

ビス (第47条において「障害福祉サービス」という。)」を「障害福祉サービス」に改める。

第5条第2項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」 を「心理担当職員」に改め、同条第3項中「心理指導担当職員」を「心理担当 職員」に改める。

第6条第2項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第4 号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第21条第1項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児ができる限り良好な家庭的 環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第22条第2項中「この条において」を削り、「行い、」を「行うとともに、 障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益 が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5 項中「障害児」の次に「の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮さ れる体制を確保した上で、障害児」を加え、同条第6項中「前項の」の次に「規 定により得られた」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画の作成等)

- 第22条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任 者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方

法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、当該移行支援計画の 実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。)を行う とともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回 以上、当該移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該移行支援計画の 変更を行うものとする。
- 5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。
- 6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の 規定は、第4項の規定による移行支援計画の変更について準用する。この場 合において、前条第9項中「モニタリングに」とあるのは、「当該移行支援 計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。以 下この項において「モニタリング」という。)に」と読み替えるものとする。 第23条第1項中「前条」を「前2条」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した 日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保

護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第26条の見出し並びに同条第1項、第3項、第4項及び第5項中「指導、 訓練等」を「支援」に改める。

第40条に次の2項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第47条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第53条第2項第2号中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加 える。

第54条第1項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第55条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

制定要旨

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設の設置者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととすること、指定福祉型障害児入所施設の設置者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととすること等のため、この条例を制定するものである。